

# グループホームにおける 夜間勤務者等の適正な労務管理のために



労働者を使用する場合には、労働基準法等の法律を守らなければなりません。

認知症高齢者を対象とするグループホームについては、従来、介護保険法に基づく基準において、夜間及び深夜の時間帯には1人以上の宿直勤務者又は夜間勤務者の配置が必要とされていましたが、平成18年4月以降は、改正介護保険法に基づく新しい基準により、1人以上の夜間勤務者の配置が必要とされました。

このため、従来、宿直勤務者のみを配置していたグループホームでは、夜間における人員配置の見直しが必要となります。

事業主の皆さんは、夜間において介護労働者を勤務させる場合には、労働基準法等に照らし、以下の事項に留意して、適正な労務管理を行ってください。

御不明な点がございましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。

認知症高齢者を対象とするグループホームについては、介護保険法の改正により、グループホームがこれまでの居宅サービスから、新たに創設された地域密着型サービスに位置づけられたことに伴い、新しい指定基準（「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号）（以下「新指定基準」といいます。））が定められました。

グループホームにおける夜間及び深夜の時間帯の人員配置基準は、これまでの指定基準において、夜間及び深夜の時間帯に宿直勤務者又は夜間勤務者を1名以上配置することとされてきました（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）第157条）が、より重度の要介護者が入居できることになったこと、多数の死者を伴う火災事故が発生したことなどを踏まえ、新指定基準では夜間勤務者を1名以上配置することが義務付けられました（新指定基準第90条）。

このため、今まで断続的な宿直勤務の許可を受けて夜間及び深夜の時間帯の介護業務に対応していたグループホームについては、これらの時間帯における人員配置、従事させる業務の内容等を見直すことが必要です。

新指定基準により配置を義務づけられた夜間勤務者の労務管理に当たっては、労働基準法等で定められている各事項を遵守しなければなりません。

### 旧指定基準第157条（抜粋）

指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（…）が当該事業を行う事業所（…）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（…）の員数は、…夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の介護従業者に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。…）を行わせるために必要な数以上とする。



### 新指定基準第90条（抜粋）

指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（…）が当該事業を行う事業所（…）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、…夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。…）を行わせるために必要な数以上とする。

※ 本リーフレットでは、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせる者を「夜間勤務者」と称します。